

賃金構造基本統計調査の職種区分の見直しの方向性について

1 趣旨

賃金構造基本統計調査は、統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

このうち職種については、調査対象労働者が特定の職種に該当する場合のみ調査票に職種番号を記入させる方法により調査を行い、職種毎に、性、年齢階級、企業規模、経験年数別等の賃金額を集計・公表している。

調査対象とする職種については、定期的に見直しを行ってきたところであるが、直近の見直しが行われた平成17年からすでに10年以上経過しており、この間の社会情勢や統計ニーズの変化等に対応した見直しが必要な時期に来ている。

特に、

- ・ 本調査の職種は、統計基準である日本標準職業分類と整合性がなく、他の調査との比較が困難となっている。
- ・ 対象の職種が技能系職種に偏っており、近年の職業構造に必ずしも適合したものとなっていない。
- ・ 労働異動の活発化や職務に基づく賃金体系の拡大といった変化を背景として、職種別賃金把握のニーズが増加していると考えられ、これらのニーズに的確に対応していくことが必要となっている。

といったことから抜本的な見直しも視野に入れて検討を行う必要があると考えられる。

2 見直しの基本的な方向性（案）

- ① 他の統計調査との比較可能性を向上させるため、職種を統計基準たる日本標準職業分類と整合的に区分し直す。
- ② 過去の調査結果の有用性をできるだけ維持する観点から、職種区分の変更の前後における接続性を可能な限り確保する。
- ③ 近年の職業構造・賃金構造を可能な限りの確に把握することができるようにする。
- ④ 政策の検討、行政運営等のための必要性に可能な限り応えられるようにする。
- ⑤ 職種区分の変更により、報告者の負担を増大させないようにする。

3 主な論点

(1) 上記2の基本的な方向性（案）に過不足はないか。

(2) 職種の調査対象範囲について

調査対象とする職種の範囲をどのようにすべきか。新職種を、全職業を網羅する体系とする（現行の特定の職種に該当する労働者のみ職種番号を記入する方式から、全労働者について職種番号を記入する方式に調査方法を変更する。）ことは適切か。

また、現行では役職者については職種番号を記入しないこととなっているが、職種区分変更後は、役職者についても職種番号を記入するようにすべきか。

(3) 職種の粒度について

新たな職種の粒度はどの程度が適切か。日本標準職業分類の中分類を基本的な職種の単位とした場合に問題はあるか。

また、現行の職種との接続性を確保するための措置をどのように考えるべきか。

ア 現行の職種の1つ（又は2つ以上を合わせたもの）と、日本標準職業分類の1つの小分類（又は同一中分類に属する2つ以上の小分類を合わせたもの）とが比較的近い範囲となる場合は、当該1つの小分類（又は同一中分類に属する2つ以上の小分類を合わせたもの）を新たな1つの職種とすることが考えられるが、このような措置を行うべきか。また、その場合の基準（該当労働者数等）はどのようにすべきか。

イ 現行の職種のうち、日本標準職業分類の1つの小分類の一部を構成するものであって、一定の条件（該当労働者数、定義の明確性等）を満たす場合は、新職種でも当該職種を継承するべきか。その場合、条件はどのようにすべきか。

(4) 職種別集計における経験年数の取扱いについて

現行では職種別に経験年数階級別賃金を表章しているが、記入者負担を考慮し、調査項目から「経験年数」を削除して、経験年数に代えて勤続年数による集計を行うことが考えられる。そのような変更を行うことに問題はないか。